(2) 当該外国関係会社に係る関連者以外の者からの資源開発等プロジェクトの遂行のための資金の調達及び特定子会社に対して行う当該資金の提供

(3) 特定不動産（その本店所在地国にある不動産で、資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしているものをいう。以下この号において同じ。）の保有

ロ その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によつて行われていること。

ハ 管理支配会社等の行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。

ニ その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地国において、管理支配会社等の役員又は使用人によつて行われていること。

ホ その本店所在地国を管理支配会社等の本店所在地国と同じくすること。

ヘ 前項第五号に掲げる要件に該当すること。

ト 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

(1) 特定子会社から受ける剰余金の配当等の額（その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地国の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。）

(2) 特定子会社の株式等の譲渡（当該外国関係会社に係る関連者以外の者への譲渡に限るものとし、当該株式等の取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社に係る関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。）に係る対価の額

(3) 特定子会社に対する貸付金（資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできないものに限る。チにおいて同じ。）に係る利子の額

(4) 特定不動産の譲渡に係る対価の額

(5) 特定不動産の貸付け（特定不動産を使用させる行為を含む。）による対価の額

(6) その他財務省令で定める収入金額

チ 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定子会社の株式等、特定子会社に対する貸付金、特定不動産その他財務省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

第三十九条の百十四の二第一項の次に次の二項を加える。

2 前項において、発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の一の連結法人等の外国関係会社に係る直接保有株式等保有割合（当該一の連結法人等の有する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一の連結法人等の当該外国関係会社に係る間接保有株式等保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3 第三十九条の百十七の三第六項の規定は、前項に規定する間接保有株式等保有割合について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「部分対象外国関係会社の株主等」とあるのは「外国関係会社（法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項において同じ。）の株主等」と、「一の連結法人等」とあるのは「一の連結法人等（第三十九条の百十四の二第一項第一号に規定する一の連結法人等をいう。次号において同じ。）」と、「当該部分対象外国関係会社」とあるのは「当該外国関係会社」と、同項第二号中「部分対象外国関係会社」とあるのは「外国関係会社」と読み替えるものとする。

第三十九条の百十五第一項第四号中「満たす法人」を「満たす外国法人」に改め、同項第五号ハ(ii)中「前条第十五項第一号」を「前条第二十七項第一号」に改め、同条第二項中「法令（当該」を「法令（ニに、「法令をいう」を「法令」の規定（企業集団等所得課税規定（第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この節において同じ。）を除く」に、「この項」を「この項及び第三十九条の百十七第二項第三号」に、「本店所在地国の法令」という。）の規定」を「本店所在地国の法令の規定」という。）」に改め、同項第一号中「本店所在地国の法令」を「本店所在地国の法令の規定」に改め、同項第八号中「額で」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、個別計算納付法人所得税額（第三十九条の十五第二項第八号に規定する個別計算納付法人所得税額をいう。第五項第二号において同じ。）で」に改め、同項第九号中「本店所在地国の法令の」を「本店所在地国の法令の規定（ニに改め、「相当する規定」の下に「に限る。」を加え、同項第十五号中「額で」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、個別計算還付法人所得税額（第三十九条の十五第二項第十五号に規定する個別計算還付法人所得税額をいう。第五項第二号において同じ。）で」に改め、同条第五項第二号中「額（ニを「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては個別計算納付法人所得税額とし」に、「、当該」を「当該」に、「額を」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、個別計算還付法人所得税額）を」に、「金額」を「金額とする。」に改める。

第三十九条の百十七第二項第二号を次のように改める。

二 前項の租税の額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額）とする。

第三十九条の百十七第二項第四号中「第三十九条の十七の二第二項第四号イ」を「第三十九条の十七の二第二項第五号イ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前号の外国法人税の額は、その本店所在地国の法令の規定により外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、第三十九条の十七の二第二項第三号イ又はロに掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定めるものを含まないものとする。

第三十九条の百十七の二第一項中「第三十項」を「第三十二項」に改め、同条第二項中「第三十項」を「第三十二項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十項第二号ロ中「第三十九条の百十四の二第十五項第一号」を「第三十九条の百十四の二第二十七項第一号」に改め、同号ハ中「第三十九条の百十四の二第八項」を「第三十九条の百十四の二第二十項」に、「同条第六項」を「同条第十八項」に改め、同条第三十項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に、「第三十九条の十七の三第三十項」を「第三十九条の十七の三第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第六十八条の九十第六項第十一号ル」を「第六十八条の九十第六項第十一号ヲ」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第六十八条の九十第六項第十一号ル」を「第六十八条の九十第六項第十一号ヲ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「ヌまで」を「ルまで」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十二項及び第二十三項」を「第二十四項及び第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17 法第六十八条の九十第六項第七号の二イに規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した収入保険料（当該収入保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した残額）及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した残額とする。